

20 西 審 国 第 10 号
平成 2 1 年 2 月 1 6 日

西東京市長 坂口 光治 殿

西東京市国民健康保険運営協議会
会 長 清 水 文 子

諮問第 2 号に対する答申書

平成 2 1 年 1 月 1 5 日付けで諮問のあった下記事項について、慎重に審議した結果、下記のとおり答申いたします。

記

諮 問 事 項

平成 2 1 年度 国民健康保険料の見直し

答 申 事 項

1 平成 2 1 年度 国民健康保険料の見直し

平成 2 1 年度の国民健康保険料については料率等の改正を行なわない。

2 答申の理由

平成 2 0 年度は大幅な医療制度改正に伴い、国民健康保険料の料率等の改正をおこなったところであるが、平成 2 0 年度の決算状況の見込みによれば結果的に歳入が歳出を上回る見込みとなっているものの、平成 2 1 年度の国民健康保険の財政状況は現行の保険料率では財源に不足が生じる見込みとの報告を受けました。

前期高齢者交付金が平成 2 0 年度と比べて大幅な減額となるなどいまだ制度改正が平準化したとはいえない状況です。

国民健康保険を安定的に運営していく上で、保険料以外の公費負担等が年度により大きく変動している現在の状況では適正な料率等を定めることが極めて困難となっています。

さらに、現下の厳しい経済状況も考慮すると被保険者に追加の負担を求

めるべきではなく、平成21年度は料率等の改正を行わないこととしました。

「付帯意見」

- 1 保険料の賦課方式は、現在4方式を採用しているが、資産割、応能・応益割合のあり方について引き続き調査・検討し、将来的に見直しを図る必要がある。
- 2 国保財政の健全化及び負担の公平性の観点から徴収率の向上を図ること。
- 3 被保険者の負担軽減及び一般会計の負担縮減を図るため国・東京都へ補助金の増額を要望すべきである。